

松井・森岡法律事務所 報酬標準規程

第1 総則

1. この規程は、弁護士松井章義及び弁護士森岡耕太がその職務に関して受ける弁護士報酬等に関する標準を示すことを目的とする。
2. 弁護士報酬とは、以下の(1)から(7)までのものの総称をいい、それぞれの用語の意義は以下のとおりとする。
 - (1) 法律相談料 法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む）の対価
 - (2) 書面による鑑定料
依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価
 - (3) 着手金
事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何にかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価
 - (4) 報酬金
事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価
 - (5) 手数料
原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価
 - (6) 顧問料 契約に基づき継続的に行う一定の法律事務の対価
 - (7) 日当
弁護士が委任事務処理のため事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価
3. この規程に定める額は、消費税法に基づき、弁護士の役務に対して課される消費税の額を含まない。
4. この規程は逐次改定され、改定後発生する弁護士報酬は改定後の規程に基づいて算定する。

第2 法律相談料

法律相談料は、30分ごとに5,000円とする。ただし、事案が複雑なとき、その他特別の事情があるときは、依頼者と協議のうえこれを増額することができる。当該法律相談に関する事件等を受任するに至ったときは、当該法律相談料は当該事件等の弁護士報酬に充当されるものとする。

第3 書面による鑑定料

書面による鑑定料は、1鑑定事項につき10万円以上100万円以下とする。ただし、事案が複雑なとき、その他特別の事情があるときは、依頼者と協議のうえこれを増額することができる。

第4 着手金及び報酬金

1. 民事事件の着手金及び報酬金

民事事件については、着手金は事件の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として、下記のとおり算定する。

(1) 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・仲裁事件

- ① 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・仲裁事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。ただし、事案の内容により、30%の範囲内で増減することができる。

(経済的利益の額)	(着手金)	(報酬金)
300万円以下の部分	8%	16%
300万円超3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円超3億円以下の部分	3%	6%
3億円超の部分	2%	4%

- ② 各事件につき、引き続き上訴事件を受任するときは、上訴事件の着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- ③ 着手金について、上記に基づき算定された額が20万円未満である場合の着手金額は、上記にかかわらず20万円を下限とする。

(2) 調停事件・示談交渉事件

示談交渉事件又は調停事件は、上記(1)により算定された額の2分の1から3分の2の範囲で減額することができる。

(3) 契約締結交渉

- ① 契約締結交渉（示談交渉事件を除く）の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。ただし、事案の内容により30%の範囲内で増減額することができる。

(経済的利益の額)	(着手金)	(報酬金)
300万円以下の部分	10万円	20万円
300万円超3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円超3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円超の部分	0.3%	0.6%

- ② 着手金について、上記に基づき算定された額が10万円未満である場合の着手金額は、上記にかかわらず10万円とする。

(4) 督促手続事件

- ① 督促手続事件の着手金は、契約締結交渉の着手金に関する上記(3)①②に従い算定し、報酬金額は、訴訟事件等の報酬金に関する前記(1)に従い算定された額の2分の1に相当する額とする。
- ② 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、前記(1)により算定された額から督促手続事件の着手金として受領済みの額を控除した額とする。

(5) 離婚事件

- ① 離婚事件（離婚交渉事件、離婚調停事件、離婚訴訟事件）の着手金及び報酬金は、いずれもそれぞれ30万円以上50万円以下とする。ただし、同一案件につき引き続き上訴事件を受任するときは、上訴事件の着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- ② 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金額は、上記①による離婚調停事件の着手金の2分の1に相当する額とする。
- ③ 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金額は、上記①による

離婚訴訟事件の着手金の2分の1に相当する額とする。

- ④ 財産分与、慰謝料など財産給付請求を伴う離婚事件については、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、前記(1)又は(2)により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(6) 保全事件

- ① 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、訴訟事件等の着手金に関する前記(1)に従い算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、前記規程により算定された額の3分の2とする。
- ② 前項の事件が重大又は複雑であるときは、前記規程により算定された額の4分の1の報酬金を受け取ることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、前記規程により算定された額の3分の1の報酬金を受け取ることができる。
- ③ ①の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規程にかかわらず、前記規程に準じて報酬金を受け取ることができる。
- ④ 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受け取ることができるものとし、その額については、事項(7)の規程を準用する。
- ⑤ ①の着手金及び②の報酬金並びに④の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることができる。
- ⑥ 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(7) 民事執行事件

- ① 民事執行事件又は執行停止事件の着手金額は、前記(1)に従い算定された額の2分の1に、報酬金額は4分の1に、それぞれ相当する額とする。ただし、執行停止事件については、当該事件が重大又は複雑ではないときには、報酬金を受け取ることができる。
- ② 民事執行事件又は執行停止事件を本案事件に引き続き受任したときの着手金額は、前記(1)に従い算定された額の3分の1に相当する額とする。

(8) 倒産処理事件

- ① 破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、次の額の範囲内で、資本金、資産・負債の状況、関係人の数等、事件の規模ならびに事件処理に要する執務量を考慮のうえ決定する。
- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| a. 自己破産事件 | 事業者：50万円以上 | 非事業者：30万円以上 |
| b. 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上 | |
| c. 特別清算事件 | 100万円以上 | |
| d. 会社更生事件 | 200万円以上 | |
- ② 上記aの事件について、依頼者の免責が確定したときは、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受け取ることができる。

(9) 民事再生事件

- ① 民事再生事件の着手金は、次の額の範囲内で、資本金、資産・負債の状況、関係人の数等、事件の規模ならびに事件処理に要する執務量を考慮のうえ決定する。
- | | |
|----------------|---------|
| a. 事業者の民事再生事件 | 200万円以上 |
| b. 非事業者の民事再生事件 | 30万円以上 |
- ② 民事再生事件の報酬金は、依頼者が再生計画認可決定を得たときに受けるものとし、その額は、前記(1)に従い算定する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、

延払いによる利益及び企業継続による利益その他諸事情を考慮して定める。

- ③ 民事再生事件の手数料については、依頼者との協議により、上記②とは別に、依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、毎月相当額の手数料を受けることができる。

(10) 任意整理事件

- ① 任意整理事件(上記(8)(9)に該当しない債務整理事件)の着手金は、次の額の範囲内で、資本金、資産・負債の状況、関係人の数等、事件の規模ならびに事件処理に要する執務量を考慮のうえ決定する。
- a. 事業者の任意整理事件 20万円以上で別途協議
 - b. 非事業者の任意整理事件 一債権者あたり2万円(商工ローンは5万円)
- ② 任意整理事件が、債務の減免により終了したときの報酬金は、次のとおり算定する。
- a. 事業者の任意整理事件 減額分の15%
 - b. 非事業者の任意整理事件 減額分の10%
- ③ 任意整理事件が、履行期限の猶予により終了したときの報酬金は、それまでの履行期限から免れた債務額の合計について前記②の基準を乗じて算定する。
- ④ 任意整理事件の処理のため裁判上の手続を要したときは、上記着手金又は報酬金とは別に、当該裁判手続の対価として本規程に定める弁護士報酬を受けることができる。
- ⑤ 任意整理に伴い、過払い金の返還が得られる場合は、回収した過払い金について、裁判によらない場合は20%、裁判による場合は25%の報酬金を受けることができる。

(11) 行政上の不服申立事件

- ① 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他不服申立事件の着手金額は、前記(1)に従い算定された額の3分の2に相当する額とし、報酬金額は、前記(1)に従い算定された額の2分の1に相当する額とする。ただし、審尋又は口頭弁論等を経る事件については、着手金、報酬金とも、前記(1)に従い算定するものとする。
- ② 前項の着手金額は10万円を最低額とする。

2. 刑事事件及び少年事件の着手金及び報酬金

(1) 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

- a. 起訴前及び起訴後の事案簡明な事件 20万円以上50万円以下
- b. 起訴前及び起訴後のa.以外の事件 30万円以上
- c. 再審査請求事件 30万円以上

(2) 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。

- a. 上記(1)aの事件について、不起訴、求略式命令、刑の執行猶予、求刑に対する刑の軽減等の結果を得た場合 30万円以上50万円以下
- b. 上記(2)bの事件について、
 - 1)無罪判決 30万円以上
 - 2)不起訴、求略式命令、刑の執行猶予、検察官上訴の棄却 50万円以上
 - 3)求刑に対する刑の軽減 軽減の程度による相当な額
- c. 上記(1)cの事件 30万円以上

(3) 起訴前に受任した事件について、起訴後も引き続いて受任するときは、上記①に従い着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の着手金の2分の1に相当する額をもって着手金の額とする。

- (4) 受任した事件の上訴事件を引き続き受任するときは、上記(1)(2)にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。
- (5) 検察官の上訴取下又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮のうえ、上記(2)に従い算定する。
- (6) 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被告（被疑）事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。
- (7) 告訴、告発、検察審査会の申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は1件当たり10万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により定めることができる。
- (8) 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次のとおりとする。
- a. 身体拘束されている事件 30万円
 - b. 身体拘束されていない事件 20万円
 - c. 抗告、再抗告及び保護取消事件 30万円
- (9) 少年事件の報酬金は、次のとおりとする。
- a. 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 50万円
 - b. 身体拘束事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察 30万円
 - c. 在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察 30万円
- (10) 少年事件の着手金及び報酬金の算定につき、非行事実と争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前二項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができる。又、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前二項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。

第5 手数料

手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件の着手金・報酬金とは別に受けることができる）	基本	20万円に第4の1の(6)の着手金に定める額を加算した額
	複雑または特殊な事情がある事案	依頼者と協議して定める額
即決和解		300万円以下の部分 15万円 300万円超3000万円以下の部分 1% 3000万円超3億円以下の部分 0.5% 3億円超の部分 0.3% ただし、示談交渉を要する場合は、第4の1の(2)に定める着手金を加算する。

公示催告		即決和解の分類に従う
倒産処理事件における債権届出	基本	10万円以上 50万円以下
	複雑または特殊な事情がある事案	依頼者と協議して定める額
簡易な家事審判（家事審判法9条1項甲類に属する事件で事案簡明なもの）		10万円以上 20万円以下

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査・事実関係調査	基本	5万円以上 20万円以下
	複雑または特殊な事情がある事案	依頼者と協議して定める額
契約書およびこれに準じる書類の作成	基本	3万円以上30万円以下
	複雑または特殊な事情がある事案	依頼者と協議して定める額
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する
内容証明郵便文書の作成	弁護士名を掲載しない場合	2万円以上
	弁護士名を掲載する場合	3万円以上（事案の難易・分量による）
簡易な家事審判（家事審判法9条1項甲類に属する事件で事案簡明なもの）		10万円以上 20万円以下

任意後見契約または任意代理契約	契約締結に先立って行う依頼者の事理弁識能力の有無及び程度、財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等の調査		10万円以上
	委任事務の処理	基本委任事務の処理	月額 5000円以上 5万円以下
		収益不動産の管理その他の継続的な事務処理を併せて行う場合	月額 1万円以上 10万円以下
		裁判手続を要する場合	本規程の定めるところによる
遺言書の作成	定型のもの		10万円以上 30万円以下

	財産が多岐にわたる、調査を要するなどの事情がある場合	300万円以下の部分 20万円 300万円超3000万円以下の部分 1% 3000万円超3億円以下の部分 0.3% 3億円超の部分 0.1%
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する
遺言執行	基本	300万円以下の部分 30万円 300万円超3000万円以下の部分 2% 3000万円超3億円以下の部分 1% 3億円超の部分 0.5%
	複雑または特殊な事情がある事案	依頼者と協議して定める額
	裁判手続を要する場合	本規程の定めるところによる
登記関連業務	登記申請業務	5万円以上
	戸籍謄抄本、住民票、登記簿謄本抄本の取寄せ	1通 1000円

会社の設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	基本	資本額もしくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額 2000万円以下の部分 3% 2000万円超1億円以下の部分 2% 1億円超2億円以下の部分 1% 2億円超20億円以下の部分 0.5% 20億円超の部分 0.3%
	複雑または特殊な事情のある事案	依頼者と協議して定める額
株主総会、取締役会の指導	基本	30万円以上
	準備、リハーサルも行う場合	50万円以上
現物出資等の証明		1件 30万円以上 調査の程度、業務量の多寡により、増額を行う場合がある

第6 顧問料

1. 顧問料は、次のとおりとする。

- ① 事業者 月額5万円以上
- ② 非事業者 月額2万円以上

ただし、事業者については、その規模及び内容等を考慮のうえ、上記金額を増額することができる。

2. 顧問契約に基づき行う法律事務の内容は、顧問契約の定めるところにより、依頼者との協議による特別の定めがある場合を除き、一般的な法律相談とする。

第7 日当

1. 日当（支部を含む東京地方裁判所管内での裁判期日出頭は除く）は、次のとおりとする。
ただし、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内でこれを増減額することができる。
半日（往復2時間超4時間以内） 1万円以上3万円以下
一日（往復4時間超） 3万円以上10万円以下
2. 日当については、あらかじめ依頼者から、概算による相当額を預かることができる。

第8 実費等

1. 弁護士報酬には、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等は含まれない。
2. 上記実費等については、あらかじめ依頼者から、概算による相当額を預かることができる。
3. 委任事務処理のため利用する交通機関については、上級の等級（航空機の場合はビジネスクラス、鉄道の場合はグリーン車）を利用することができる。

第9 委任契約の清算

1. 委任契約に基づく事件等の処理が解任、辞任又は委任事務の継続不能により途中で終了したときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部もしくは一部を請求することができる。ただし、委任契約の終了につき、弁護士に責任が認められないにもかかわらず、依頼者が一方的に委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。
2. 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は依頼者に通知をしたうえで、委任事務に着手せず又はその処理を中止することができる。
3. 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合に、弁護士は依頼者にその旨を速やかに通知する。

（本規程は、平成22年2月1日から実施する。）

<改定一覧>

平成23年3月15日 改定 「第4. 1. (10) 任意整理事件」の項目
実施 平成23年4月1日から